



新年明けましておめでとうございます

私は年男で3月には72歳となります。

- 一、どんな時代にするかと言うより、どう生き切るかという年齢を迎えたようです。
 - 1、こちら総務部をお客様の御期待に応え得るものにします。
 - 2、こちら総務部を地域になくてはならない企業にします。
 - 3、私の若き後継者達もその為に奮闘していく新年となります。
 - 4、就労継続支援A型事業所である株式会社ほう・れん・そとの連携をさらに充実していく新年となります。
 - 5、合同会社母乳畑がオーガニック農業のメッカとなる第一歩を踏み出す年になります。

二、とうとう出生者数が90万を切るという年に令和2年はなっていそうです。過去3年は100万割れと騒いでおりました。いよいよ「自治体消滅」が現実性をおびてくる時代の幕明けに「令和」の時代はなりそうです。「現代の規模の自治体(最小行政区)」が予算の関係上、最初に無くなるか、癪にさわれますが、いわゆる「身の丈に合った」自治体を持つしか手段がないようです(その方がより身近な自治体となっていそうです)。

三、企業の活力に期待したいと思います。雇用があり、そこに生活があれば地域は再生可能です。小企業がその地域になくてはならない「地域企業」へと変貌していく姿を期待しましょう。そこから決して逃げない多数の小企業が地域を潤していく「町」を展望したいと思います。

そんなこんなにお役に立つ「こちら総務部」とわたしでありたいと思います。

合資会社こちら総務部 代表社員

四ヶ所 十郎



～利益とキャッシュフローの違い～

会社は赤字であっても資金があれば倒産することはありません。
逆に黒字であっても資金がないと倒産します。
(いわゆる黒字倒産)これは利益とキャッシュフローの違いによるものです。
商品販売を例に、それぞれの考え方は次のとおりになります。

●利益＝収益－費用

収益・・・現金等の受領の有無に関わらず相手方に商品を渡した時点で計上する
費用・・・現金等の支払いの有無に関わらず相手方から商品を受け取った時点で計上する

●キャッシュフロー＝収入－支出

収入・・・現金等を受領した時
支出・・・現金等を支払った時

(例)商品を400円で現金支払いにて仕入れて500円で掛け販売し回収はしていない場合

○利益100円＝収益500円－費用400円

○キャッシュフロー△400円＝収入0円－支出400円

上記のように黒字になっているが、キャッシュフローではマイナスになります。
利益とキャッシュフローの違いは現金等の回収と支払いのタイミングの違いに起因します。
早期に回収する事や、仕入の支払いサイトを見直す事で改善できます。
(他にも色々な方法が考えられますが...)

一番伝えたかった事は利益の額＝キャッシュの額ではないということでした。



～前問～

貸倒引当金てなに??パートII

個別評価金銭債権(普通ではない債権)

今回は「普通債権ではない債権」について解説します。
売掛金や貸付先の中には通常の状態とは言い難い取引先も混在していることがあります。
「明らかに資金繰りに窮している」「いわゆる倒産状態寸前である」というような会社に対しては、それ相応の貸倒引当金を計上しておきたいものです。

そこで、このような普通ではない債権を個別評価金銭債権と呼びます。個別評価金銭債権については以下のような基準により貸倒引当金の計上が認められています。

- ①債務者について生じた更生計画認可の決定等の事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払に弁済されることとなっている金額以外の金額(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く)。
- ②債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しが無いこと等の事由が生じていることにより、その個別評価金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みが無いと認められる場合(①の場合を除く)。その一部の金額に相当する金額。
- ③債務者につき更生手続開始等の申立て等の事由が生じている場合(①の場合及び②による貸倒引当金の繰入れを行った場合を除く)。その個別評価金銭債権の額(実質的に債権と見られない部分の金額及び取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く)の50%相当額。

引用元: 国税庁『平成23年度 法人税関係法令の改正の概要』

ここで注意を要するのは②です。その債務者がどれくらい苦境の状態にあるのかは証明が中々難しいです。こちらでは②の状態に該当すると思って貸倒引当金を処理したが、税務調査において否認された、というような事例もあります。

繰り返しになりますが、税務は貸倒引当金について「基本的には計上を認めたくない」というのが基本姿勢です。個別評価金銭債権に関する取り扱いにもそのような考え方が色濃く出ています。「単に相手の調子が悪いだけでは駄目」「何かしら法律的手続きの開始や決定を根拠とすること」ということを念頭に、計上については慎重に対処するようにしたいものです。

まとめ

将来起きるかもしれない回収不能に備えて計上されるのが貸倒引当金です。所有する金銭債権を一括評価金銭債権と個別評価金銭債権に分類する必要があります。一括評価金銭債権については、貸倒実績率や法定繰入率を用いて計算し、個別評価金銭債権については取引先の状況に応じて計算します。また、基本的に税務は貸倒引当金の計上を拒絶する姿勢が強いということは念頭に置いておくべきです。

辻直英

会計の自動化について

最近のトレンドは会計処理の自動化です。

クラウド、AI、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)等により会計処理の90%以上は自動化が可能だそうです。個人的に肌でも感じていますが、キャッシュレス、クラウド、AIは凄まじい勢いで普及しています。

あらゆる物がデータ化され、それが瞬時に、しかも自動で取り込まれ、会計帳簿ができあがってしまう。そういう日が来るのは、実は遠い未来ではないような気がしています。

さて、あまり聞きなれない、RPAという言葉が出てきましたので、少し説明をさせていただきます。

RPAとは人がこれまでPCで繰り返し行ってきた単純作業をそのままプログラムが引き受け、自動化するというのが、RPAソフトを使えばプログラミング不要で既に人間が行っていたのと同じ作業を、ロボットの正確さとスピードで自動化できてしまうという優れたものです。

働き方改革が求められる昨今、そして働き手が減少してくる未来。テーマは間違いなく「自動化」でしょう。時代の流れとして、おそらくRPAは普及してくると思っております。

ただ、メリットしかないように聞こえるRPAですが、ネットでは失敗例も載っていましたので紹介します。



(ネットより抜粋)

『経理や総務の業務は、経営者が思っているよりも単純ではありません。多くの経営者は「経理・総務の業務を効率化しろ」と言いますが、実際に現場を見てみるとそれほど単純作業ではなく複雑なことをしていることが多いです。

経営側から見えていない観点と、実際の現場でのRPAを導入する際の観念のズレが失敗する大きな要因だと思えます。空から見ている「鳥の目線」と地上にいる「虫の目線」では全く違うことを、現場にいる人が経営層に教える必要があります。

また、導入する会社と、ツールを提供するベンダーとの目線の違いも失敗の元です。

多くのベンダーが「RPAでは何でもできます」とよく言いますが、ベンダーが想定する簡単さと、それぞれの会社が考える簡単さは違います。機能は豊富だけどすごく難しいツールを入れて、現場が火だるまになっている会社を知っています。』

RPA導入は検討すべきではあるが、安易に考えず、現場の声に耳を傾け、少しずつ取り入れてみてはいかがでしょうか。

四ヶ所 直樹

☆こちら総務部新聞

固定資産管理台帳に目を通しましょう！

皆さんの会社で、こまめに固定資産管理台帳に目を通されてる方はいらっしゃいますか。

固定資産管理台帳に載っている固定資産と、会社で実際に使用している固定資産は一致してるか確認はされてますか。

固定資産管理台帳に載っているのは、会社が所有・使用している建物、建物付属設備、機械装置、構築物、車両運搬具、器具器具備品、無形固定資産などです。

当たり前ですが、固定資産管理台帳の固定資産と、実際に会社に存在する固定資産は一致しなければいけません(1個10万円未満等で、全額経費に計上したものは除く)。

しかし、固定資産管理台帳に載ってはいないが、実際は会社に存在していた固定資産がある、というケースは数多くあります。

原因として一番多いのは、廃棄や譲渡などで固定資産を手放したにもかかわらず、それを帳簿上(決算書や固定資産管理台帳)に反映してなかったという場合です。

「売却」でその固定資産を手放した場合は、「入金」という形でお金が動くので、経理担当者あるいは顧問税理士が気づく可能性が高いですが、「廃棄」等の場合は、無料あるいは限りなく少額で行う場合もありますので、その都度決算書あるいは固定資産管理台帳に反映させずに、後から大したチェックも行わない場合は、帳簿上でのみ固定資産が残っているという事になってしまいます。

固定資産管理台帳と実際の固定資産との照合作業は、最低でも年2回、決算月と12月に行う事を推奨いたします。

決算月に行う理由は、固定資産の廃棄等をした場合に、その廃棄等を行った会計年度に「除却損」を計上するのを忘れないようにするためです。

12月に行う理由は、固定資産税償却資産税の課税対象となる資産は、毎年1月1日に存在する固定資産となりますので、本当は存在しない固定資産にまで課税されるのを防ぐためです。

期末に商品の棚卸をする事はもちろん必要ですが、同じくらい、固定資産の棚卸も大事だという意識を持つようにして下さい。

金子

甲子園大会出場やサッカーの全国大会出場、全国高校駅伝大会出場など、自分の母校が出場するときに、一口〇千円で寄付を言われた経験がある人は多いと思います。

M社のT社長は、自分も野球部だったため、母校の野球部が甲子園出場するときに十万円を寄付し、領収書もキチンともらいました。

T社長は、家賃収入があるため確定申告もしますので、「今年は寄付金控除もあるよ。」と確定申告の時にその領収書も持ってこられました。

「社長、これは寄付金控除できませんよ。」という、「え、十万円もしたのに、K高校は県立高校なのに何で?」とどうにか寄付金控除にしようと言われながらも無理なものは無理です!「領収書をよく見て下さい。領収書の発行者が、県立K高校、野球部後援会、長〇〇〇〇になっているでしょう。これは特定寄付金には当たらないんですよ。」と下記のことを説明しました。

どのような団体への寄付が寄付金控除に該当するのか?

- ・ 所得税の寄付金控除の対象になる主な団体は以下のとおりです。
- ・ 国や地方公共団体(社長は県立高校であるからこれにあたると思っただけ)
- ・ 公益社団法人・公益財団法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの
- ・ 日本司法支援センター、自動車安全運転センター、日本私立学校振興
- ・ 共済事業団及び日本赤十字社
- ・ 学校法人
- ・ 国立大学法人及び公立大学法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 更生保護法人
- ・ 認定特定公益信託
- ・ 認定特定非営利法人(認定NPO法人)に対する寄付金のうち一定のもの
- ・ 政治活動に関する寄付金のうち一定のもの
- ・ 政治活動に關連するものや、寄付をした本人に特別な利益が及ぶと判断されるもの、または政治資金規正法に抵触するものについては、特定寄付金にはなりません。

寄付金控除の計算式について

所得税の寄付金控除については、所得控除を選択する場合と、税額控除を選択する場合で計算式が異なります。それぞれの寄付金控除額の算出については、下記の方法により算定します。

所得税の所得控除を選択する場合

その年中に支出した寄付金の合計額 1,200,000円(寄付金控除額)

この計算式により算出された寄付金控除額が所得金額から控除され、その分税額を低く抑えられます。

〔所得金額(寄付金合計) 1,200,000円〕×各自の税率(寄付金控除後の税額)

※所得金額の40%が控除の対象となる寄付金の上限金額となります

税額控除を選択する場合

税額控除を選択する場合は、その年中に支出した寄付金の合計額 1,200,000円の40%が控除額となり、直接、税額から控除されることとなります。また、政党など寄付金特別控除の場合は、その年中に支出した政党などに対する寄付金の合計額 200,000円の30%が控除額となります。

※所得金額の40%が控除の対象となる寄付金の上限金額となります

※控除額については、所得税額の25%が上限となります

所得控除と税額控除については、どちらかの選択ができるようになっております。所得税率の高い人の場合は、税額控除よりも所得控除を選択したほうが還付の金額が大きくなる場合があります。

控除を受けるための手続

所得税の寄付金控除については、確定申告を行うことで税金が還付されます。また、所得控除か税額控除かはいずれかを選択できます。一般的に会社で行われる給与の年末調整では寄付金控除が受けられませんので、ご注意ください。

北原